

2018
04
April



CLIENT

H30.04.05 No.319



医療コンサル

- ・「かかりつけ歯科医の機能と連携機能の強化
～平成 30 年度診療報酬改定～」

P1・2

相続トピックス

- ・民法改正案
～配偶者の優遇を図る～

明日へのヒント

- ・「改正医療法
～医療機関のホームページガイドライン～」

P5・6

P3

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・求人募集時の留意点について

税務トピックス

- ・税務調査のポイント (5)

P7

P4



「人生100年時代」を見据えた社会の実現が求められています。平成30年度診療報酬改定は、6年に一度の診療報酬と介護報酬の同時改定であり、団塊世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年問題解決に向けた道筋を示すものとなりました。

■ 平成30年度診療報酬改定

日本は、国民皆保険体制の確立や保健・医療システムの成果により、世界最高水準の平均寿命を達成し、100歳以上人口も6万人を超えています。

しかし、人口減少の中での地域医療の確保、少子化への対応といった様々な課題に直面しており、特に、2025年問題への対策として、医療制度をどのように進めていくかが問われています。

診療報酬の改定にあたっては、当初、財務省は財政健全化を見据えて、-2%半ば以上の引下げを求めていましたが、結果として、診療報酬額は+0.55%引き上げられ、**歯科は+0.69%**となりました（平成29年12月18日決定）。



■ 地域包括ケアシステムの構築

平成30年度診療報酬改定の基本方針は、下記のような視点から検討されました。

◇改定に当たっての基本的視点<抜粋>

基本的視点	具体的項目
地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点	○地域包括ケアシステム推進のための多職種連携による取組の強化（退院支援、医科歯科連携、病診薬連携等） ○かかりつけ医、 <u>かかりつけ歯科医の評価</u> ○重症化予防の取組の推進
新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療を実現・充実する視点	○口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応、 <u>生活の質に配慮した歯科医療の推進</u>

◇地域包括ケアシステムとは

平成18年の介護保険制度改正により「地域包括ケアシステム実現」の取組みが始まりました。急増する高齢者のケア需要に対応すべく、自助の割合を高めることを意識した予防的な狙いがあります。

①2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで住み続けられる住まい方を目指し、システムの構築を目指すものです。

②今後、増加が見込まれる認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムの構築が重要となります。

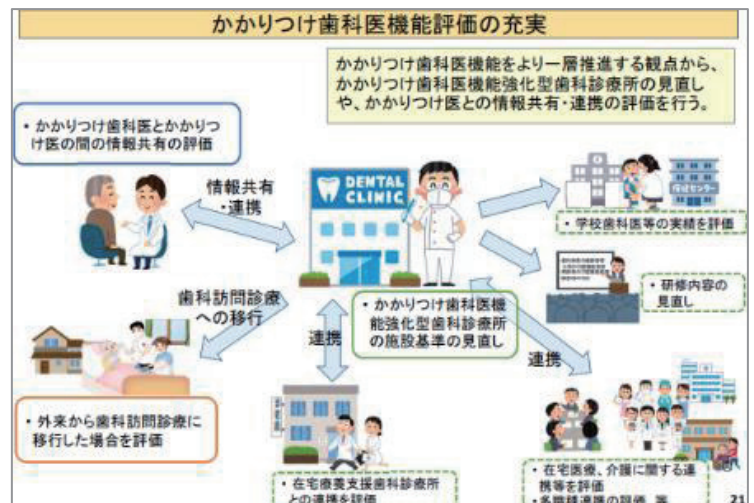
そのため、今後、かかりつけ医機能（かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局）を推進する観点から見直しが進んでいます。地域包括ケアは間違いなく進んでいくと思われます。

■ かかりつけ歯科医機能を推進

かかりつけ歯科医機能をより一層推進する観点から、平成30年度診療報酬改定では、在宅療養支援歯科診療所やかかりつけ医との情報共有や連携を推進する方針です。

かかりつけ医とかかりつけ歯科医の間で診療情報を共用することにより、質の高い診療が効果的に行われることを評価して、「診療情報連携共有料 120点（医科点数表、歯科点数表）」が新設されます。

慢性疾患を有する患者、又は、歯科治療を行う上で特に全身的な管理の必要性を認め検査値や診療情報を確認する必要がある患者が対象となります。



引用：平成30年度診療報酬改定の概要 歯科 平成30年3月5日版

■ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準

厚生労働省が定める「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の施設基準について、平成30年度診療報酬改定では、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続的な管理実績等が要件に追加されました。

現行 <抜粋>

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準

- (1) 過去1年間に歯科訪問診療1又は2、歯周病安定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している実績があること。

改定後 <抜粋>

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準

- (2) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 過去1年間に**歯周病安定期治療(I)**又は**歯周病安定期治療(II)**をあわせて30回以上算定していること。
 - イ 過去1年間に**フッ化物歯面塗布処置**又は歯科疾患管理料の**エナメル質初期う蝕管理加算**をあわせて10回以上算定していること。
 - ウ クラウン・ブリッジ維持管理料を算定する旨を届け出ていること。
- (3) 過去1年間に**歯科訪問診療1**若しくは**歯科訪問診療2**の算定回数又は**連携する在宅療養支援歯科診療所1**若しくは**在宅療養支援歯科診療所2**に**依頼**した歯科訪問診療の回数があわせて**5回以上**であること。
- (4) 過去1年間に**診療情報提供料**又は**診療情報連携共有料**をあわせて**5回以上**算定している実績があること。

他、研修内容の見直しや、地域連携に関する会議等への参加実績が要件として追加されました。

届け出をした医院であっても、平成32年3月31日まで経過措置はあるものの、再度申請をしなければならない事態も想定されますので、継続して実績を積み重ねることが必要になるでしょう。

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部 医業経営コンサルタント 税理士 稲本 美幸

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

今後の高齢化を見据え、法務省は死亡した人（被相続人）の遺産分割で配偶者の優遇を図る民法を改正する方針を固めました。遺産分割で揉めてしまい、残された高齢の配偶者が終の住み家であるはずの自宅を追われるケースを問題視しているためです。

■ 民法改正案の抜粋

今回の改正案は、婚姻期間が長期間の場合に配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた住居（土地・建物）は原則として遺産分割の計算対象とみなさないようにすることなどが主な柱となっています。

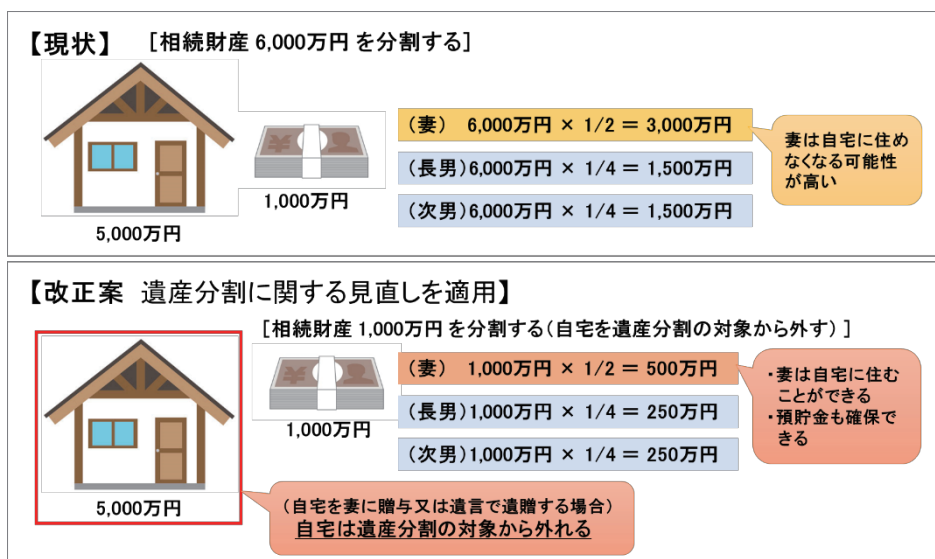
- (1) 配偶者の居住権の保護・・・配偶者が相続開始時に居住している被相続人所有の建物に、自宅として住み続けることが出来る権利を創設し、遺産相続の選択肢の一つとする。
- (2) 遺産分割に関する見直し・・・婚姻期間が20年以上の夫婦が、配偶者に居住用の土地・建物を遺贈又は生前贈与したときは、遺産分割の対象としないものとする。（下記、事例でお示しします）

■ 事例で考える民法改正案

法案で示された改正案について、婚姻期間が20年以上の夫婦をモデルに考えてみます。

夫に先立たれ、妻と長男と次男の3人で、相続財産を分割する事例となります。

◇財産構成（相続評価額）
 自宅（土地・家屋）：5,000万円
 預貯金：1,000万円



【現状】

法定相続分（5,000万円+1,000万円）×1/2=3,000万円が妻の権利であるため、自宅を全て妻名義にすることが出来ない上、預貯金も手元に残りません。

【改正案 遺産分割に関する見直しを適用】

現行法では、生前贈与などがされた住居は被相続人が遺言などで「住居は遺言に含まれない」といった意思表示をしていなければ分割の対象となります。しかし、改正案では、婚姻期間20年以上の夫婦であれば、配偶者が生前贈与などえ得た住居は「遺産とみなさない」という意思表示があったと推定する規定を民法に加える方向です。そのため、民法が改正されれば、あらかじめ自宅を妻に遺贈又は生前贈与した場合、その自宅は遺産分割の対象から外され自宅に住み続けることが可能になります。つまり妻は自宅を所有し、さらに1,000万円×1/2=500万円を相続できます。

今回の法案が可決されれば、残された配偶者への優遇措置が具体化されるでしょう。早めにご相談いただくことで、より対策を進めやすくなりますので、ぜひ私どもにお声掛けください。

相続対策および民法改正案については、担当までお問い合わせください。
 日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

先月号に引き続き、税務調査におけるポイントについてお伝えします。今回は、指摘の多い「自由診療」「諸会費」について、お伝えします。

■ 自由診療について

社会保険診療は、レセプト請求から実際にお金振り込まれる流れが見えるガラス張りの制度です。一方、自由診療は、領収書を出さない場合も想定できます。

一般的に、「領収書がいない」という患者さんはごくわずかだと思われていますが、なかにはホワイトニングなど医療費控除が使えないものに関しては、不要な場合もあるはず。そうした領収書を渡していないという可能性が少しでもあることから、税務調査では自由診療の「領収書」が調べられます。

◆自由診療の計上のタイミング

自由診療のなかでも、インプラントは、治療本数にもよりますが費用が数十万円前後かかり、また、治療期間も数カ月に及ぶこともあります。

「分割払いの患者さんが中断した」「中断したが、半年後に再開した」というケースも想定されます。領収書を前年に発行しているものの、売上の計上が翌年になってしまうなど、計上のタイミングが難しい場合もあります。

基本的には、治療が終わっているものは、当年中の売上に計上しなくてはなりません。計上のタイミングに注意してください。



◇自由診療のポイント

- ・治療を中断しているケースはないか？
- ・分割払いの患者さんについて把握をしているか？
- ・治療自体が完了していたら、売上計上しているか？

■ 諸会費について

諸会費は、業界団体、同業者団体に加入している様々な団体に支払う会費です。基本的に歯科業務に直接必要である場合には経費となります。例えば、青色申告会の会費や医師会など所属団体の会費は、諸会費として認められています。

◆諸会費と家事関連費との区別

「ゴルフクラブ年会費やロータリークラブの会費は必要経費になりませんか？」とご質問いただくことがあります。こうした会に参加すると地域ネットワークができ、患者さんを紹介してくれる場合があるためです。親睦を目的とした会の参加費については、歯科業務に直接関係するかどうかという点が焦点となり、家事関連費との区別が難しいところになります。情報交換の場であったとしても、それが直接事業に関係するとは言いえないケースもあり、様々な状況を勘案して判断する必要があります。

◇諸会費のポイント

- ・歯科業務に直接必要な経費であるか？
- ・家事関連費に該当するものはないか？
- ・ゴルフクラブの年会費、共済負担金はないか？

税務調査については、担当までお問合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

平成29年6月に、公布された改正医療法（医療法等の一部を改正する法律）が国会で可決成立し、平成30年6月1日から施行することが見込まれています。この法改正の項目の1つに、医療機関のホームページ等の適正化が盛り込まれています。今回は、医療機関のホームページガイドラインの抜粋と、今後の医院のとるべき対応についてご紹介します。

■ ウェブサイトの医療広告について

テレビCMや新聞折り込み広告、ウェブサイトなど受動的な広告は、以前から、医療法における医療機関等の広告規制の対象でした。誇大広告等に対しては、中止・是正の命令等ができ、命令違反に対する罰則が課されています。

一方、医院のホームページは、患者さんが能動的に情報を検索してたどり着く情報であり「規制の対象外」でした。しかし、今後は、医院のホームページにおいても、虚偽・誇大等の不適切な表示を禁止するよう、指針が定められました。そのため、下記のように掲載内容に注意が必要となります。



「歯科 東京」と入力して検索して表示された画面。上位には広告が表示されます。（広告はクリックした分だけ課金される仕組みです）

■ ホームページに掲載すべきでない事項について（医療機関のホームページガイドラインより抜粋）

インターネット上の医療機関のホームページは、円滑な情報を提供する目的があります。そうした情報提供を妨げない観点から、内容に関して指針が示されました。指針の主なポイントをお伝えします。

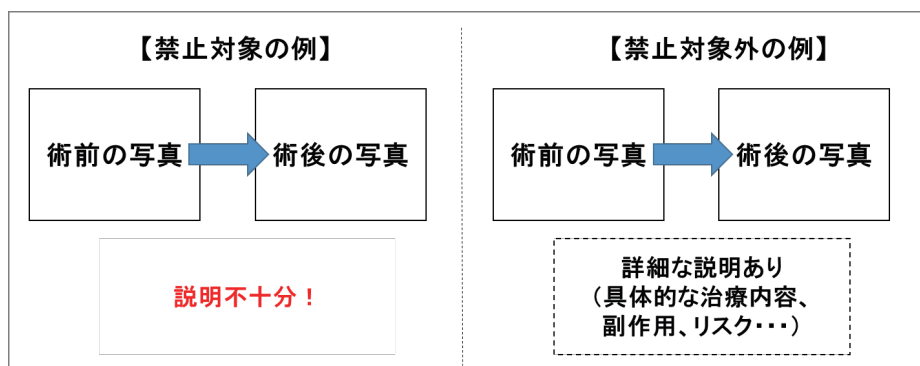
(1) 医療機関にとって便宜を与える体験談について

体験談は、個人の主観に基づく評価です。治療内容や効果についての体験談は、読んだ人に大きく影響するものですが、その体験談の真偽が適切かどうか見分けにくく、著しい誤認を生じさせる恐れがあります。そこで、内容が虚偽にわたる、又は客観的事実であることを証明することができないものは掲載禁止となります。

(2) 加工・修正した術前術後の写真等の掲載

術前又は術後の写真については、個々の患者の状態等により当然にその結果は異なる一方、術前又は術後の写真により、患者は治療内容の効果等について具体的なイメージを把握できます。

詳細な説明がなければ、術前・術後の写真については、掲載できなくなります。



引用：厚生労働省「医療広告規制の検討状況と今後の取組について」

(3) 他との比較等により自らの優位性を示すもの

「日本一」「最高」「No.1」など、他の医療機関を比較し、施設の規模や人員数などについて、自らの医院が他よりも優良である旨を示す表現については、事実であったとしても、ホームページに記載すべきでないとしています。

- (例) ・「〇〇の治療では、日本有数の実績を有する病院です」
 ・「当院は県内一の歯科医師数を誇ります」

**(4) 早急な受診を過度にあおる表現又は費用の過度な強調**

患者や利用者に対して、早急な受診をあおる表現や、費用の安さ等の過度な強調・誇張等については、患者を不当に誘引する恐れがあることから、ホームページに記載すべきでないとしています。

- (例) ・「期間限定で〇〇治療を半額で提供しています」
 ・「キャンペーンにより100,000円→50,000円」

■ 自由診療を行う医院が掲載すべき事柄(医療機関のホームページガイドラインより抜粋)

自由診療は、その内容や費用が医療機関ごとに大きく異なることがあります。そのため、自由診療を行う医院は、その内容を明確化し、料金等に関するトラブルを防止する観点から、通常必要とされる治療内容や平均的な費用や治療期間・回数を掲載し、患者に対して十分な情報を提供することが求められています。

■ 「適切な選択の支援」と「利用者保護」のバランス

規制の流れもあり、ホームページの作成には、表現に関し細かな配慮が求められるようになりました。その一方で、患者や利用者の適切な選択を促し、情報を提供する観点からも、信頼されるべき医院であることを伝える努力はしたいものです。双方のバランスを取りながらの表現が求められます。

自院での対応が難しい場合は、医療機関に特化した専門の業者もありますので、利用するのも良いでしょう。

■ 監視システムの構築

厚労省は、医療機関のウェブサイトにおそや大げさな表示がないかを監視する『医療機関ネットパトロール』を実施しています。また、一般の方から情報が寄せられる仕組みになっており、『医療広告ガイドライン』『医療機関ホームページガイドライン』違反の疑いがあるサイトについて広く意見を集めています。

個人歯科医院がチェックすべき項目

- ✓ 治療について体験談を掲載している場合、内容が虚偽のものや誇張はないか？
- ✓ 術前・術後の比較写真を掲載している場合、詳細な説明や副作用等についても言及しているか？
- ✓ 「日本一」「地域No.1」といった表現はないか？
- ✓ 自由診療を行う医院の場合、平均的な費用や治療期間・回数を掲載しているか？

自院のホームページや広告について、一度、チェックしてみてもいかがでしょうか？

記事に関するご質問は、下記までお問合わせください。
 日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

歯科衛生士の求人募集をしたいと思っています。何か気を付けることはありますか？

Answer

平成30年1月より求人に関して、改正職業安定法が施行され、労働者の募集や求人申込みの制度が変わりました。賃金に関する記載については、特に注意が必要となります。

試用期間中の労働条件が、本採用後の労働条件と異なる場合は、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければならなくなりました。

◆賃金に関する記載の変更点

項目	記載例
賃金	<p>月給250,000円 (ただし、試用期間中は月給230,000円)</p> <p>※固定残業代を採用している場合は、以下のような記載が必要です</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>パターン① 固定時間外手当を基本給に含めて支給する</p> <p>(1) 基本給250,000円 (うち固定時間外手当として20,000円 (●●時間相当分) を含む)</p> <p>(2) 固定時間外手当を超える時間外労働については、超過時間に対する差額を支給する</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>パターン② 固定時間外手当を基本給とは別に支給する</p> <p>(1) 基本給230,000円</p> <p>(2) 固定時間外手当20,000円 (●●時間相当分)</p> <p>(3) 固定時間外手当を超える時間外労働については、超過時間に対する差額を支給する</p> </div>

「試用期間中」と「本採用後」の労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示してください！

固定残業時間を明示してください！

求人募集や採用の際には、上記のことを念頭に置いて活動を行ってください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
 電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 319号

- 発行日：2018年4月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：https://ca-medical.jp
- お問合わせ先：電話 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

<国内> 東京/大阪/横浜/千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A